

85 修学継続の為の入営期間等に関する件に付陸軍省へ通牒
〔昭和十九年二月〕

(注記1)
発國一〇〇号
定決裁
二月十五日 文書課長
〔加藤〕
送 二月十八日 起案者
〔乙黒〕

(注記2)
昭和十九年二月十四日起案
〔近藤〕

次官
〔印〕
国民教育局長
〔阿原〕
総務課長
〔細田〕

文書課長
〔伊藤〕
〔印〕
(注記3)

案
年 月 日

次官

陸軍大臣宛

修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件

(注記4) 青年学校教員養成所ハ昭和十八年度限り之ヲ廢止シ昭和十九年
度ヨリ〔別紙〕〔本月十六日勅令第八十二号〕師範教育令〔中改正
案〕〔別紙〕ニ依リ青年師範学校ヲ設置セラレ現ニ青年学校教
員養成所第二学年以下ノ学年ニ在学スル生徒ハ青年師範学校ノ
生徒トナル予定ナルニ付昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条
ノ適用ヲ受ケラル様可然改正方御配慮相煩度

(下)

札

(加筆)
〔秘〕

勅令第 号

師範教育令中左ノ通改正ス

第三章 青年師範学校

第二十条 青年師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ青年学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二十一条 青年師範学校ハ官立トス

第二十二条 青年師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得

第二十三条 青年師範学校ノ修業年限ハ三年トス

第二十四条 青年師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ當該學校予科ヲ修了シタル者、中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第二十五条 第六条、第七条及第十六条第一項ノ規定ハ青年師範学校ニ之ヲ準用ス

第二十六条 青年師範学校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ予科ヲ置クコトヲ得

予科ノ修業年限ハ二年トス

予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ國民學校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第二十七条 青年師範學校ニハ青年師範學校ヲ卒業シタル者ノ
予科ニ関スル規程又ハ文部大臣之ヲ定ム

為ニ研究科ヲ置クコトヲ得
研究科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十八条 青年師範學校ニ附屬青年學校ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立又ハ私立ノ青年學校ヲ以テ附屬青年學校ニ代用スルコトヲ得

第二十九条 第十一条並ニ青年學校令第一条乃至第八条、第十条及第十二条ノ規定ハ附屬青年學校ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ青年學校教員養成所ニ在学スル生徒及樺太師範學校附設青年學校教員養成所ニ在学スル生徒ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ青年師範學校ノ生徒ト為ルモノトス

昭和十九年度ニ於テ青年師範學校女子部ニ在学スル生徒及樺太師範學校ノ男子部第二學年ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除^{ママ}ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第二十三条ノ規定ニ拘ラズ二年トス

青年學校教員養成所ヲ卒業シタル者及樺太府師範學校附設青年學校教員養成所又ハ樺太師範學校附設青年學校教員養成所ヲ卒業シタル者ハ青年師範學校ヲ卒業シタル者トス

青年學校令中左ノ通改正ス

第四十条ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ官立ノ學校ニ於テ青年學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ履修セシムル部分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令第十四条」ノ下ニ「若ハ第二十三

条」ヲ「女子高等師範学校」ノ下ニ「青年師範学校」ヲ加フ

附則第二項中「女子高等師範学校」ノ下ニ「青年師範学校」

ヲ加フ

国民学校令等戦時特例中左ノ通改正ス

第六条中「師範教育令第五条若ハ第十五条」ヲ「師範教育令第

五条、第十五条若ハ第二十四条」ニ、「若ハ女子高等師範学校」

ヲ「女子高等師範学校若ハ青年師範学校」ニ改ム

〔参考〕

◎陸軍省令第五十四号 改正

(注記5)

昭和一八、一一、一二七

陸軍省令第五九号

修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十八年十一月十三日

陸軍大臣 東條英機

第一条 陸軍大臣ノ指定スル学校ニ在学スル者現役兵トシテ入

營スベキ場合ニハ兵役法第四十五条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ入

営ヲ延期ス

前項ノ学校ノ指定ハ左ニ掲タル学校又ハ其ノ科ニ付之ヲ行ヒ
且之ヲ告公示ス

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科、大学令ニ依ル大学々部、
大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等学校高等科、高等

師範学校、師範学校、臨時教員養成所、
〔加筆〕
高等教育学校教員養成

所及青年学校教員養成所

(加筆)

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総
督、満洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太府長官ノ所轄学校ニ
シテ前号ニ掲タル学校ニ準ズル学校

三 前二号ニ掲タル以外ノ学校ニシテ特ニ必要ト認ムルモノ

第二条 前条第二項第一号ニ掲タル学校ニシテ前条ノ指定アリ
タルモノニ在学スル者ニ付入営ヲ延期スベキ期間ハ左ニ掲グ
ル期間内ニ於テ当該学校ノ修業（在学）年限ノ終期迄トス但
シ修業（在学）年限ヲ超エ仍在学シアル者又ハ前条ノ指定ア
リタル上級学校ニ入学スベキ者ニシテ聯隊区司令官ニ於テ已
ムヲ得ザル事由アリト認メタル者ニ在リテハ左ニ掲タル期間
内ニ於テ其ノ入営ヲ延期スルコトヲ得

学校ノ区分		入営ヲ延期スベキ期間	
大学令ニ依ル大学予科 〔加筆〕 高等学校高等科	修業年限三年ノ青年学校教員養成所 〔加筆〕	ノ間ニ出生シタル者 ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ四月一日迄 ノ間ニ出生シタル者
師範学校 臨時教員養成所			
修業年限五年以上ノ専門学校 大学令ニ依ル大学学部（医学部 医学科ヲ除ク）	年齢二十一年二達 スル迄	年齢二十一年二達 スル日迄	年齢二十一年二達 スル日迄
高等師範学校	年齢二十一年二達 スル迄	年齢二十一年二達 スル日迄	年齢二十一年二達 スル日迄

大学令ニ依ル医学部医学科 研究科	年齢二十三年二		年齡二十四年二
	前期	後期	達スル迄
		前期ノ規定ヨリ更ニ三年延長ス	達スル日迄

前条第二項第二号ニ掲タル学校ニシテ前条ノ指定アリタルモノノ中師範教育令、高等学校令、専門学校令又ハ大学令ニ依ルモノト為シタル学校ニ於ケル修業（在学）年限ト入営ヲ延期シ得ベキ期間ノ関係ニ付テハ前項ニ規定スルモノニ同シ
前条ノ指定アリタル学校ニシテ前二項以外ノ学校ニ於ケル修業（在学）年限ト入営ヲ延期スベキ期間トノ関係ニ付テハ第一項ノ規定スルモノニ同ジ但シ学校及年齢ノ区分ニ依ル入営ヲ延期スベキ期間ハ前条ノ告示ト共ニ之ヲ告示ス
入営ヲ延期スル学校ヨリ他ノ入営ヲ延期スル学校ニ転校（一ノ学校ヲ卒業シ他ノ上級学校ニ入学スル場合ヲ除ク）シタル者ニ對スル前三項ノ適用ニ付テハ前ノ学校ニ在学シタル期間ヲ後ノ学校ニ在学スル期間ニ通算ス
第三条 聯隊区司令官（入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者ニ對スル現役兵証書ノ調製ニ方リテハ入営期日及時刻ヲ記入スルコトナク同証書右上隅ニ「入営延期」ト記スベシ
第四条 第一条ノ規定ニ依リ入営ヲ延期スベキ者ハ毎年十月十五日迄ニ到着スル如ク本籍地ノ聯隊区司令官ニ宛テタル入営延期届ニ在学スル學校長ノ在学証明書ヲ添附シ本籍地市町村長ニ差出スベシ但シ同一学校ニ在学スル間ニ限り第二年度ヨリ入営延期届ヲ省略シ在学証明書ノミヲ差出スコトヲ得

市町村長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ニ奥書証印ヲ為シ（町村長ニ在リテハ地方事務所長又ハ支庁長ヲ経由ス）速ニ聯隊区司令官ニ提出スベシ第一項ノ規定ニ依ル入営延期届ノ様式左ノ如シ

入営延期届			
一 本籍地	都道府県郡市區町村字番地	二 現住所	何々
三 在学スル学校	何学校何学部何科第何学年	四 入学ノ年月日	何年何月何日
五 卒業予定年月	何年何月	六 入営延期期間	何年何月何日
（満了期日）			
右及届出候也			
年 月 日	本人 氏名 印	年 月 日生	何聯隊区司令長官殿
市町村長ハ第一項ノ規定ニ依リ入営延期届ヲ差出シタル者ニ付入営延期者名簿（様式適宜）ヲ調製シ保管スベシ			
第五条 第一条ノ規定ニ依リ入営延期中ノ者転校、退学、卒業又ハ入営延期期間満了等ニ依リ入営ヲ延期セラレザルニ至タル場合ニハ転校、退学、卒業又ハ入営延期期間満了ノ日其ノ他入営ヲ延期セザルニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ本籍地ノ聯隊区司令官ニ宛テタル入営届ヲ本籍地ノ市町村長ニ差出			

スペシ但シ一ノ学校ヲ卒業シ他ノ第一条ノ指定アリタル上級学校ニ入学スル者ニ在リテハ入営延期ノ差出ヲ省略シ前条入営延期届ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二条第一項但書ノ規定ニ該当スル者ハ事由ヲ具シ（疾病ノ者ニ在リテハ医師ノ診断書ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ学校長ノ証明書ヲ添附ス）入営延期願ニ在学（卒業）証明書ヲ添附シ前項本文ノ規定ニ準ジ之ヲ差出スベシ

市町村長前二項ノ書類ヲ受ケタルトキハ入営延期届及入営延期願ニ奥書証印ヲ為シ（町村長ニ在リテハ地方事務所長又ハ支庁長ヲ経由シ）速ニ聯隊区司令官ニ提出スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル入営届及入営延期願ノ様式左ノ如シ

入営届（入営延期願）

一 本籍地	都道府県郡市区町村字番地
二 現住地	何々
三 在学セシ学校	何学校何学部何科
四 届出（願出） ノ理由	何年何月何日期間終了 (卒業) (退学)
右及届出候也（右関係書類相添及願出候也）	
年 月 日	本人 氏名 印
年 月 日生	

トキハ之ヲ審査シ已ムヲ得ザル事由ニ依ルモノト認メタル者ニ付テハ入営延期期間ノ延長ヲ許可スベシ但シ一回ノ許可期間ハ一年以内トス前項ノ許可ハ本籍地ノ市町村長ヲ経テ本人ニ通達ス

第六条 前二条ノ在学証明書ハ左ノ事項ヲ記載シ学校長（之ニ準ズルヲ含ム）ニ於テ其ノ発行年月日ヲ記入シ署名捺印シタルモノナルコトヲ要ス

一 本人ノ本籍地、氏名及出生年月日

二 発行ノ時本人ノ属スル学部、科及学年

三 入学ノ年月

四 本人ノ修学ノ概況（修学ノ実アリヤ否ヤヲ明ニシ休学ノ者又ハ原級ニ止マリタル者ニ在リテハ其ノ事由、期間等ヲ記ス）

五 修業年限

六 本人ノ卒業又ハ修了予定年月

第七条 联隊区司令官ハ修学ノ実無キモノト認ムル者及第五条ノ規定ニ依リ入営届ヲ差出シタル者ニ対シテハ速ニ入営期日及時刻ヲ本籍地ノ市町村長ヲ経テ本人ニ通達スベシ

第八条 正當ノ事由ナクシテ第四条又ハ第五条ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

第九条 兵役法施行規則第三条ノ規定ハ本令ニ之ヲ適用ス

本令中聯隊区司令官又ハ市長若ハ町村長ニ閑スル規定ハ朝鮮、台灣、閩東州又ハ滿洲國ニ在留シ當該在留地ニ於テ徵兵終決処分ヲ行ヒタル者ニ關シテハ當該在留地ノ陸軍兵事部長

聯隊区司令官ハ市町村長ノ差出シタル入営延期願ヲ受ケタル

又ハ兵役法施行令ノ規定ニ依ル市長若ハ町村長ノ該當者ニ之ヲ適用ス

第十条 前各条ノ規定ハ入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル補充兵及第二国民兵ノ召集ニ関シ之ヲ準用ス但シ第三条並ニ第四条及第五条ノ様式中入営トアルハ召集トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第一条ノ規定ニ依リ入営（召集）ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者ノ本年度ニ於ケル第四条第一項ノ届出ハ入営（召集）延期届ノミトシ其ノ期日ハ昭和十八年十二月十日迄トス

本令施行ノ際現ニ第一条ノ規定ニ依リ入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者又ハ本令施行ノ際現ニ第一条ノ規定ニ依リ入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者ニシテ本令施行後第一条ノ指定アリタル上級ノ学校ニ入学スベキモノニ対シテハ学校及年齢ノ区分ニ依ル入営（召集）ヲ延期スベキ期間ヲ一年延長ス

本令施行ノ際現ニ高等師範学校ニ在学スル者中旧制ノ師範学校ヲ卒業シタルモノニ対スル入営（召集）延期ノ取扱ハ修業年限五年以上ノ専門学校ニ在学スル者ニ準ズ

本令ハ昭和十八年九月以前ニ徵兵終決処分ヲ経タル者ニ関シテハ之ヲ適用セズ

昭和十六年陸軍省令第四十三号及同年陸軍省令第四十四号ハ之ヲ廢止ス

（参照）

昭和十六年十月十六日陸軍省令第四十三号ハ在学徵集延期期間ノ臨時特例及同第四十四号ハ在学徵集延期期間ノ延長ニ関スル件ナリ

◎陸軍省告示第五十四号

昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条、第二条第三項及第十条ノ規定ニ基キ入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間左ノ通定ム

昭和十八年十一月三日

陸軍大臣 東條英機

其一 昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第一号ニ該當スル

学校（学部若ハ科）

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科（特別研究生ニ限ル）

二 大学令ニ依ル大学学部

各大学ノ工学部、理学部、理工学部、医学部及農学部（農学科、農業経済学科、農業生物学科、農林経済学科、農林生物学科ヲ除ク）文理科大学、医科大学並ニ工業大学

三 高等学校高等科

各高等学校高等科ノ理科

四 大学令ニ依ル大学予科

北海道帝国大学予科

各医科大学予科

各工業大学予科

慶應義塾大学予科医学部

早稻田大学附属早稻田高等学院ノ理科

日本大学予科ノ理科

大阪理工科大学予科

五 専門学校

各医学専門学校

各薬学専門学校

各医科大学附属薬学専門部

各帝国大学臨時附属医学専門部

各医科大学臨時附属医学専門部

各歯科医学専門学校

東京農業大学専門部農芸化学科（本科）

日本大学専門部医学科、歯科、工科（本科）

早稻田大学専門部工科

東京高等歯科医学校

東京高等体育学校

東京専門学校理学科

横浜専門学校第一部機械工学科、電気工学科、工業経営科

研数専門学校物理学科、数学科

北海道帝国大学附属土木専門部

各高等工業学校（明治専門学校、秋田鉱山専門学校、川南高等造船学校ヲ含ミ東京写真専門学校ヲ除ク）

宇都宮、宮崎、東京各高等農林学校獸医学科
盛岡、鹿児島、鳥取、岐阜各高等農林学校農芸化学科、獸

医学科

東京高等工芸学校精密機械科、機械工学科

京都高等工芸学校機械科、精密機械科窯業科

千葉高等園芸学校農芸化学科

各獣医専門学校

東京農業教育専門学校

函館高等水産学校漁撈学科、製造学科、遠洋漁業科（海軍兵籍ニ在ルモノヲ除ク）

航空科学専門学校

立命館大学専門部工学科、理学科

六 高等師範学校、師範学校、各種教員養成所

各高等師範学校

各師範学校

各臨時教員養成所

各青年学校教員養成所

東京商科大学附属商業教員養成所

横浜、名古屋、広島、熊本、金沢、仙台各高等工業学校附設工業教員養成所

東京農業教育専門学校、盛岡高等農林学校各附設農業教員養成所

（注記1）
〔完結〕

（注記2）

〔昭和十九年三月三十日陸軍省令第五十号ヲ以テ改正セラル〕

(注記3)

「記録掛 19・5・31 受領」

(注記4)

「一」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「兵務局 兵備課 田中中佐 大根田中佐」

(下札)

〔^{曾我}種別 よ一／聯繫／登録追加／件名 陸軍省通牒 修学継

続ノ為ノ入營延期ニ関スル件／番号／結了年月日 昭 一九

二 一八／保存年限 ムキ／枚数 〔自昭18年至昭20年 学生生徒總規
第七冊 文部省^⑤ 3A, 32—6, 2456〕